

第67表 迷惑防止条例違反の送致状況

違反態様	平成28年		平成27年		前年比		
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
総数	2,416	2,369	2,541	2,482	△125	△113	
ダフヤ行為(第2条)	16	16	13	12	3	4	
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-	
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-	
粗暴行為 (第5条)	卑わい行為(第1項)	1,824	1,774	1,925	1,862	△101	△88
	うち) 盗撮	(619)	(605)	(684)	(667)	(△65)	(△62)
	その他(第2・3・4項)	-	-	1	2	△1	△2
つきまとい行為等(第5条の2)	11	8	10	8	1	-	
押売行為(第6条)	1	1	2	2	△1	△1	
不当な客引行為等(第7条)	564	570	589	595	△25	△25	
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	1	1	△1	△1	
その他	-	-	-	-	-	-	

注 盗撮は卑わい行為の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	平成28年	平成27年	前年比
ストーカー行為等に係る相談	2,586	1,957	629
警告書の交付(第4条)	455	416	39
禁止命令(第5条)	14	5	9
仮の命令(第6条)	-	-	-
援助の実施(第7条)	895	446	449
送致{ストーカー行為違反(第13条)	149	129	20
禁止命令違反(第14条)	2	2	-

注 ストーカー規制法とは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

数値：生活安全総務課

第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	平成28年	平成27年	前年比
配偶者の暴力行為に係る相談	6,819	4,971	1,848
接近禁止・退去命令(第10条)	9 (9)	18 (15)	△9
接近禁止(第10条1項1号)	71 (67)	69 (68)	2
退去命令(第10条1項2号)	-	-	-
援助の実施(第8条の2)	2,184	2,620	△436
送致{保護命令違反(第29条)	2	3	△1

注1 DV防止法とは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をいう。

2 平成27年の「配偶者の暴力行為に係る相談」は、「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」(いわゆる精神的暴力又は性的暴力をいう。)を含む。

3 () 内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数値：生活安全総務課